

佐賀県立有田工業高等学校 生徒心得

第1章 日常生活

1 校内生活

- (1) 登校後は無断で校外に出ない。やむなく外出するときは許可をうける。
- (2) 校舎、校具、諸物品を誤って破損したときは直ちに届け出る。
- (3) 他人の所有物を拾得したときは直ちに届け出る。
- (4) 金銭・貴重品は常に身につけるか、職員に預ける。
- (5) 金銭の貸借はしない。
- (6) 携帯電話・スマートフォンの校内での使用は禁止する。

2 校外生活

- (1) 身分証明書を常に携帯する。
- (2) 遊技場、酒類を提供する店、その他の娯楽施設の出入りは禁止する。
- (3) 自転車通学は許可制とする。
- (4) アルバイトは許可制とする。
- (5) 原動機付自転車及び自動二輪車の免許取得は禁止する。
- (6) 自動車学校の入校に関しては別に定める。

第2章 頭髪、服装規定

1 頭髪

清潔感のある髪型とすること。

- (1) 男子
 - ① パーマ、染色、脱色などの加工をしないこと。
 - ② 前髪は眉にかからないこと。
 - ③ 横髪が耳にかからないこと。
 - ④ 後ろ髪は両手ではさみ髪が出ないこと。
 - ⑤ もみあげは耳の長さまでとすること。
 - ⑥ 眉や額のそりこみをしないこと。
 - ⑦ その他、特異な髪型をしないこと。
- (2) 女子
 - ① パーマ、カール、染色、脱色などの加工をしないこと。
 - ② 前髪は目にかからないこと。
 - ③ 髪が肩に触れる場合は後ろか両横で結ぶこと。
 - ④ リボン、髪飾り等はしないこと。ヘアピン、ゴムの色は黒、茶、紺とする。
 - ⑤ 眉の細ざりや加工をしないこと。
 - ⑥ その他、特異な髪型をしないこと。

2 服装

本校指定の制服を着用すること。

(1) 制服 A

① 冬服

- ・指定の黒色のブレザーとグレンチェックのズボンを着用する。
- ・学校行事で指定された場合は、式用のシャツ（白）、ネクタイ（グレー）、ソックス（白）を着用する。
- ・シャツの上に黒・紺色のVネック（セーター・ベスト・カーディガン）を着用してもよい。ただし、裾が上着から出ないようにする。
- ・ブレザーを脱いだ状態を合服とする。

② 夏服

- ・指定のシャツ（校章入り）と夏用ズボンを着用する。

(2) 制服 B

① 冬服

- ・指定の黒色のブレザーとスカート、ベストを着用する。
- ・学校行事で指定された場合は、式用のシャツブラウス（白）、リボン（赤）、ソックス（白）を着用する。
- ・シャツの上に黒・紺色のVネック（セーター・ベスト・カーディガン）を着用してもよい。ただし、裾が上着から出ないようにする。
- ・ブレザーを脱いだ状態を合服とする。

② 夏服

- ・指定のシャツ（校章入り）と夏用スカートを着用する。

3 その他

- ① 靴は、革靴か、安全で動きやすい靴とする。ブーツや踵の高いもの、先のとがったもの、付属品・装飾品のついたものは禁止する。
- ② カバンは指定のもの（マーク入り）を使用する。部活動で使用するバッグは各部の指定するものとする。
- ③ ソックスは、無地で指定された色（白、黒、紺）を使用する。ワンポイントはよいが、特異な形状のものは認めない。
- ④ 制服 A で使用するベルトは黒色・茶色系とする。
- ⑤ 制服 B のスカート丈は、膝が隠れる長さとする。